

証券コード 7064
(発送日) 2025年4月7日
(電子提供措置開始日) 2025年4月1日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル32階
株式会社ハウテレビジョン
代表取締役社長 音成 洋介

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://howtelevision.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハウテレビジョン」又は「コード」に当社証券コード「7064」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年4月22日（火曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月23日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル32階 本社会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第15期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年4月22日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使書「お願い」第4項をご確認いただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、2025年4月22日（火曜日）午後7時までに賛否をご入力ください。

※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

※ インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

#### 事業報告

##### 企業集団の現況

直前3事業年度の財産及び損益の状況

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

##### 株式の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

#### 連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

#### 計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

#### 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

したがって、当該書面に記載している事業報告は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

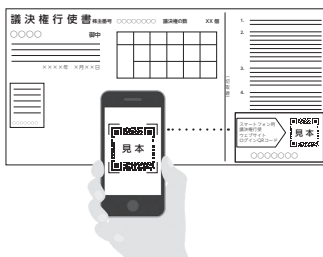


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

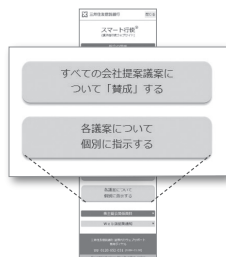
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

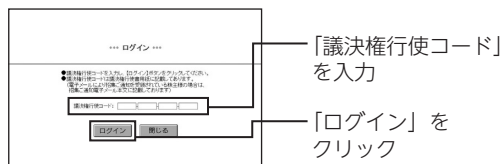
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

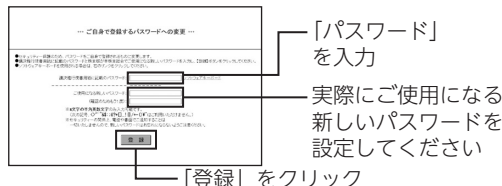
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

## ライブ配信及び事前ご質問受付に関するご案内

第15回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の様子は、2025年4月23日（水曜日）午前10時から「Zoomウェビナー」でライブ配信（以下「本ライブ配信」といいます。）いたします。

また、本総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から事前にご質問をお受けいたします。

### 1. 本ライブ配信のご視聴及び事前質問の方法について

本ライブ配信のご視聴をご希望の株主様は、以下に記載のお申込み期限までに、お申込みフォームからお申込みください。また、当該お申込みフォームにご質問のご記入欄がございますので、ご質問についてはそちらにご記入ください。

お申込みフォーム：

<https://forms.gle/qLDb77P6KH8q7cfb9>

本ライブ配信のご視聴お申込み及びご質問受付の期限：

2025年4月21日（月曜日）午後7時まで

なお、理由の如何を問わず、期限を過ぎた後のお申込み及びご質問はお受けいたしかねますので、必ず期限までのお申込みをお願いいたします。

当社にて、株主様確認ができたお申込者に対し、お申込みフォームにご入力いただいたメールアドレス宛に本ライブ配信のご視聴用のURLをご案内いたします。当該URLよりアクセスしてご視聴ください。

### 2. ご注意事項

- (1) 本ライブ配信はあくまでご視聴のみであり、議決権の行使、ご質問、動議等を承ることはできません。議決権の行使につきましてはあらかじめインターネット又は郵送（書面）にてお手続きくださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主様のプライバシーに配慮し、議長席の周辺のみ撮影といたします。
- (3) 当社は、株主様による本ライブ配信のご視聴を保証するものではありません。株主様のご使用のパソコン、スマートフォン等の機器の環境、インターネットの接続環境等の影響により、ご視聴ができない場合や映像や音声に不具合が生じる場合がございます。なお、ご視聴のために必要な環境につきましては、Zoomのヘルプセンター（[https://support.zoom.com/hc/ja/article?id=zm\\_kb&sysparm\\_article=KB0060761](https://support.zoom.com/hc/ja/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0060761)）にてご確認ください。
- (4) 本ライブ配信をご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- (5) 株主様からいただきました事前ご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、いただいたご質問すべてについてご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

以上

# 事業報告

(2024年2月1日から)  
(2025年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度より、Liiga株式会社及び株式会社ログリオを連結の範囲に含めております。このため、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較分析は行っておりません。

当社グループの事業領域である人材・就職支援業界においては、2024年12月の有効求人倍率が1.25倍（前年同月は1.27倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.4%（前年同月は2.5%。総務省統計局調査）を記録しております。有効求人倍率は売り手市場の状態で安定的に推移しており、大企業を中心として給与水準の顕著な引き上げが見られる中、より収入が高い企業への就職・転職を求める動きは若年層を中心として活発な状況が続いております。また、株式会社リクルートが発表している「就職プロセス調査（2026年卒）」においては、2026年3月大学等卒業予定者の就職内定率が39.3%（2025年2月1日時点。前年同月は23.9%）と、就職活動の早期化がデータ上でも観測され、大学等卒業予定者の就職環境が劇的に変わりつつあることがうかがえます。事業のDX化推進に伴うIT人材に対する企業需要の高まりやジョブ型採用の広がりなどにより市場全体の雇用環境や企業の採用戦略はポジティブな状況が継続しており、特に専門性が高く優秀な人材に対する企業の需要は引き続き堅調に推移しております。

このような事業環境の中、当社グループのキャリアプラットフォーム事業においては、事業成長のための戦略的なマーケティング・営業活動により、顧客層・顧客数の拡大と単価向上に向けた施策を推進しております。顧客層・顧客数の拡大に関しては、カスタマーサクセスの拡充により継続率を向上させつつ、ブランド認知の浸透を目的とした露出の強化や日系大手・メガベンチャーなどの開拓により新規顧客の獲得を進め取引企業数の拡大を図ってまいりました。単価向上に関しては、課題解決型提案による価値の最大化を志向し、新規エンジニア採用のための強化プランのリリース、女性・理系採用特化商品等の充実やジョブ型採用の導入・促進を実施いたしました。

当連結会計年度における新卒サービス領域の具体的な取り組みとしては、50社以上のトップ企業が集うオンラインイベント「外資就活Live Spring 2024」、オフライン合同座談会「外資就活Meetup」、これからを担う次世代リーダーのための合同説明会「外資就活Expo」といった多様なイベントの開催に加え、外資就活ドットコム内のコンテンツの拡充として、エンジニア就活に特化したサービス「Software Engineer就活 by 外資就活ドットコム」や志望企業の選考対策をサポートする「AI選考対策」などのサービス提供を開始いたしました。

また「Liiga」を中心とした中途サービスの領域に関し、2024年2月にLiiga株式会社を新規設立し同社に当該事業を承継いたしました。当初の目的を一定程度達成したと判断し、今後のグループ全体での一体的な事業展開を加速させるため、同社の当該事業につき2025年1月1日付で当社に事業承継することを意思決定いたしました。

さらに2024年4月には、株式会社ログリオの株式を取得し同社を連結子会社といたしました。同社は、エンジニア採用（DevHR）領域で高い専門性を有するRPO（採用代行）サービスを展開しており、当該サービスは当社グループの既存事業との親和性も高く、強いシナジー効果を見込んでおり、当連結会計年度においても、のれんの償却額を上回る営業利益を計上するなどグループ全体の収益の上積みにも貢献しております。

当社グループのキャリアプラットフォーム事業においては、「累積取引社数」及び「累積会員数」を重要な経営指標として定義しております。当連結会計年度末におけるキャリアプラットフォーム事業の累積取引社数は981社（前期末から88社増）に、また、累積会員数は582,931人（前期末から57,867人増）と、順調な伸長を継続しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,166,937千円、営業利益は402,369千円、経常利益は400,071千円、親会社株主に帰属する当期純利益は243,303千円となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金として200,000千円の調達を実施いたしました。

④ 企業再編等の状況

当社は、2024年2月1日を効力発生日として、当社の中途採用プラットフォーム事業に関する権利義務について、会社分割（簡易新設分割）により新たに設立する当社100%出資の子会社Liiga株式会社に承継いたしました。また、2025年1月1日を効力発生日として、同社の中途採用プラットフォーム事業に関する権利義務について、吸収分割（簡易吸収分割）により当社に承継いたしました。

当社は、2024年4月1日付で、株式会社ログリオの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名       | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容  |
|-----------|----------|----------|----------|
| Liiga株式会社 | 10,000千円 | 100.0%   | 中途採用サービス |
| 株式会社ログリオ  | 55,430千円 | 100.0%   | RPOサービス  |

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年1月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                      |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 音 成 洋 介   |                                                                                                                                                                                              |
| 取 締 役         | 清 水 伸 太 郎 | Liiga株式会社 取締役<br>株式会社ログリオ 取締役                                                                                                                                                                |
| 取 締 役         | 池 内 淳 志   | Liiga株式会社 代表取締役<br>株式会社ログリオ 取締役                                                                                                                                                              |
| 取 締 役         | 赤 池 敦 史   | シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式<br>会社 代表取締役 日本共同代表 マネージングパート<br>ナー<br>株式会社トライグループ 社外取締役<br>株式会社トライグループホールディングス 取締役<br>ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社 社外取締役<br>総合メディカルグループ株式会社 取締役<br>総合メディカル株式会社 取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 澁 谷 年 史   |                                                                                                                                                                                              |
| 監 査 役         | 森 下 俊 光   | 株式会社UNBALANCE 取締役<br>チャットプラス株式会社 取締役CFO                                                                                                                                                      |
| 監 査 役         | 小 栗 久 典   | 弁護士法人内田・鯨島法律事務所 パートナー<br>Kudan株式会社 社外取締役 (監査等委員)                                                                                                                                             |

- (注) 1. 取締役赤池敦史氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役澁谷年史氏、監査役森下俊光氏及び監査役小栗久典氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役澁谷年史氏は、事業会社での経営職経験のほか、米国での弁護士資格を有するなど高度な人格と専門的な法律知識を有しております。
4. 監査役森下俊光氏は、公認会計士として培われた高度な人格と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小栗久典氏は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。
6. 当社は、社外取締役赤池敦史氏並びに社外監査役澁谷年史氏、森下俊光氏及び小栗久典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役及び各社外監査役は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役音成洋介氏、清水伸太郎氏、池内淳志氏及び赤池敦史氏並びに監査役澁谷年史氏、森下俊光氏及び小栗久典氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して萎縮することのないよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約は、当社の取締役及び監査役を被保険者としており、その実質的な保険料については、当社が全額負担をしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の報酬は、固定報酬とインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成されており、次のとおりであります。なお、業績連動報酬は設けておりません。

#### a. 固定報酬について

取締役の固定報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内でこれを決定しております。個別の報酬額の決定方針としては、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業界水準等を総合的に勘案して、事前にと取締役会にて各取締役に対する評価、報酬決定の背景等を説明した上で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長音成洋介が決定する手続きとなっております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法や内容等が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会にて年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。

監査役の固定報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、各監査役の業務分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。経営に対する独立性の強化を目的としているため固定報酬以外の報酬はありません。なお、監査役の報酬限度額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会にて年額50,000千円以内（うち社外監査役分年額50,000千円以内。）と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

なお、当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は存在しません。

b. 譲渡制限付株式報酬について

当社は、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年4月28日開催の第10回定時株主総会において、従来の取締役の報酬等とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬の導入を決議しております。また、譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の総額は年額50,000千円以内として決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |                | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------|----------------|
|                    |                      | 基本報酬                 | 非金銭報酬等         |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 133,582千円<br>(1,200) | 126,780千円<br>(1,200) | 6,802千円<br>(-) | 4名<br>(1)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 11,400<br>(11,400)   | 11,400<br>(11,400)   | -<br>(-)       | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 144,982<br>(12,600)  | 138,180<br>(12,600)  | 6,802<br>(-)   | 7<br>(4)       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記の非金銭報酬等は、取締役（社外取締役を除く）2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度の費用計上額6,802千円であります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役赤池敦史氏は、シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社代表取締役日本共同代表マネージングパートナー、株式会社トライグループ社外取締役、株式会社トライグループホールディングス取締役、ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社社外取締役、総合メディカルグループ株式会社取締役及び総合メディカル株式会社取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役森下俊光氏は、株式会社UNBALANCE取締役及びチャットプラス株式会社取締役CFOであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役小栗久典氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所パートナー及びKudan株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分         | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 赤 池 敦 史 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 澁 谷 年 史 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役としての立場から、経営全般に関する事項や監査役監査、また企業法務の観点から適宜発言を行っております。   |
| 監査役 森 下 俊 光 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                 |
| 監査役 小 栗 久 典 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務面等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                     |

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

###### (1) 監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

###### (2) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第36条（剰余金の配当等の決定機関）及び第37条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）、第41条（剰余金の配当の基準日）及び第42条（中間配当）を削除するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第3条（条文省略）<br>（機 関）<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br><u>2. 監査役</u><br><u>3. 監査役会</u><br>4. 会計監査人 | 第1章 総則<br>第1条～第3条（現行どおり）<br>（機 関）<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br><u>2. 監査等委員会</u><br>（削除）<br><u>3. 会計監査人</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式<br/>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。<br/>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第11条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式<br/>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u><br/>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。<br/>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以上4名以内とする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |
| <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                               | <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                  | <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                                                                                                 |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                  | <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                                |

| 現行定款                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                  | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第22条 (条文省略)</p>                                                                                                                                             | <p>第21条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                         |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                    | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</p>                                        |
| <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>                                                                                                                                        | <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u><br/><u>第29条～第36条</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p><br><br><br><br><br><br><p>(新設)</p><br><br><p>第6章 会計監査人<br/>第37条～第38条 (条文省略)</p><br><p>(会計監査人の報酬等)<br/>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<br/>監査役会の同意を得て定める。</p><br><p>第7章 計 算<br/>第40条 (条文省略)</p><br><p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日<br/>前までに各監査等委員に対して発する。<br/>但し、緊急の必要があるときは、この期<br/>間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招<br/>集の手続きを経ないで監査等委員会を開<br/>催することができる。</p><br><p>(監査等委員会規則)<br/>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は<br/>本定款のほか、監査等委員会において定<br/>める監査等委員会規則による。</p><br><p>第6章 会計監査人<br/>第32条～第33条 (現行どおり)</p><br><p>(会計監査人の報酬等)<br/>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<br/>監査等委員会の同意を得て定める。</p><br><p>第7章 計 算<br/>第35条 (現行どおり)</p><br><p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/>第36条 当社は、取締役会の決議をもって会社<br/>法第459条第1項各号に掲げる事項を定<br/>める。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第40条 当社は、第15回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定を行えるよう1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | おと なり よう すけ<br>音 成 洋 介<br>(1980年8月27日) | 2006年4月 バークレイズ・キャピタル証券東京支店<br>(現 バークレイズ証券株式会社) 入社<br>2007年5月 アドバンテッジパートナーズ有限責任<br>事業組合(現 株式会社アドバンテッ<br>ジパートナーズ) 入社<br>2010年2月 当社設立 代表取締役社長(現任)<br>2025年2月 mond, Inc. 代表(現任)                                                                                                                                                                                    | 670,000株          |
| 2         | し みず しん たろう<br>清 水 伸 太郎<br>(1983年1月1日) | 2005年4月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・<br>ホールディングス有限会社入社(ゴー<br>ルドマン・サックス・アセット・マネ<br>ジメント株式会社出向)<br>2011年2月 UBS証券会社東京支店(現 UBS証券<br>株式会社) 入社<br>2013年4月 ピムコジャパンリミテッド入社<br>2018年6月 アーディアン・ジャパン株式会社入社<br>2020年4月 セキュリア株式会社設立 代表取締役<br>社長(現任)<br>2020年5月 当社入社 執行役員社長室室長<br>2021年2月 当社執行役員コーポレート本部長<br>2021年4月 当社取締役(現任)<br>2024年2月 Liiga株式会社 取締役(現任)<br>2024年4月 株式会社ログリオ 取締役(現任) | 12,900株           |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 池 敦 史<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | あか いけ あつ し<br>赤 池 敦 史<br>(1972年3月30日) | 1999年7月 プライスウォーターハウスクーパース<br>(米国ニュージャージー州) 入社<br>2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・<br>インク・ジャパン入社<br>2002年4月 アドバンテッジパートナーズ有限責任<br>事業組合(現 株式会社アドバンテッ<br>ジパートナーズ) 入社<br>2015年4月 シーヴィーシー・アジア・パシフィッ<br>ク・ジャパン株式会社 代表取締役社<br>長パートナー(現 代表取締役日本共<br>同代表マネージングパートナー) (現<br>任)<br>2017年5月 当社社外取締役(現任)<br>2017年12月 株式会社りらく 社外取締役<br>2018年8月 株式会社ココナラ 社外取締役<br>2021年7月 株式会社ファイントゥディ資生堂(現<br>株式会社ファイントゥディ) 社外取締<br>役<br>2021年11月 株式会社トライグループ 社外取締役<br>(現任)<br>2021年11月 ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式<br>会社 社外取締役(現任)<br>2023年12月 総合メディカルグループ株式会社 取<br>締役(現任)<br>2024年2月 総合メディカル株式会社 取締役(現<br>任)<br>2024年6月 株式会社トライグループホールディン<br>グス 取締役(現任) | -株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2025年1月31日)現在の株式数を記載しております。
3. 取締役候補者音成洋介氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
4. 赤池敦史氏は、社外取締役候補者であります。
5. 赤池敦史氏は、現在シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社の代表取締役日本共同代表マネージングパートナーを務めており、豊富な経営経験及び長年にわたるファンドマネージャーとしての実績を有しております。これまで社外取締役として当社の経営全般に関する有益な助言及

び提言を行ってきた実績も踏まえ、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年11ヶ月となります。

6. 当社は、赤池敦史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、赤池敦史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、音成洋介氏、清水伸太郎氏及び赤池敦史氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当社は、本議案が原案通り承認され、現任の取締役である各候補者が就任した場合には、各候補者との間の上記補償契約を継続する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各候補者が就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | おく たに なお や<br>奥 谷 直 也<br>(1960年5月16日)  | 1983年4月 住友商事株式会社入社<br>1993年5月 シンガポール住友商事<br>2015年4月 株式会社ティーガイア常務執行役員スマートライフ事業本部長兼スマートサービス推進部長<br>2016年4月 同社常務執行役員社長付<br>2016年6月 同社常勤監査役                                                                                                                                                                                               | 一株             |
| 2         | もり した とし みつ<br>森 下 俊 光<br>(1973年10月9日) | 1998年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所<br>2002年3月 優成監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 入所<br>2002年4月 公認会計士登録<br>2003年11月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所<br>2016年7月 株式会社ZAIZEN入社<br>2016年7月 株式会社スタジオアタオ社外取締役<br>2016年9月 株式会社ZAIZEN取締役<br>2017年9月 当社社外監査役(現任)<br>2019年5月 株式会社UNBALANCE取締役(現任)<br>2023年10月 チャットプラス株式会社社外取締役<br>2024年7月 チャットプラス株式会社取締役<br>CFO(現任) | 300株           |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 小栗久典<br>(1969年9月8日) | 1992年4月 株式会社東芝入社<br>2001年10月 竹田稔法律事務所入所<br>2010年1月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所入所<br>2012年4月 内田・鮫島法律事務所(現 弁護士法人内田・鮫島法律事務所)入所<br>2014年1月 弁護士法人内田・鮫島法律事務所パートナー(現任)<br>2017年4月 Kudan株式会社監査役<br>2018年4月 当社社外監査役(現任)<br>2019年6月 Kudan株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森下俊光氏の所有する当社の株式数は、当事業年度末(2025年1月31日)現在の株式数を記載しております。
3. 奥谷直也氏、森下俊光氏及び小栗久典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 奥谷直也氏は、住友商事株式会社及びシンガポール住友商事にて管理職等として従事した後、株式会社ティーガイアに入社し、同社の常務執行役員を務め、2016年6月からは常勤監査役として同社の監査役監査の中心を担ってまいりました。また、中小企業診断士の資格を有しており、財務・会計・監査の分野において卓越した知見を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として、監査等委員会監査における中核を担っていただくことを期待しております。以上の観点から、当社は同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
5. 森下俊光氏は、公認会計士としての財務・会計に関する豊富な知識や経験に加え、複数の会社の取締役の経験があります。公認会計士や他社での社外役員としての経験や見識を活かし、これまで当社の社外監査役として必要な役割を果たしてまいりました。引き続き監査等委員である社外取締役として、同様の役割を期待するものであります。以上の観点から、当社は同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
6. 小栗久典氏は、弁護士及び弁理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで当社の社外監査役として、専門的な知識や経験を活かし中立的な立場から客観的な意見を述べ、必要な役割を果たしてまいりました。引き続き監査等委員である社外取締役として、同様の役割を期待するものであります。以上の観点から、当社は同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
7. 当社は、奥谷直也氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合は、同氏との間で会社

法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

8. 森下俊光氏及び小栗久典氏は社外取締役候補者であるため、当社は、森下俊光氏及び小栗久典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、奥谷直也氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定する予定であります。
10. 当社は、森下俊光氏及び小栗久典氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
11. 当社は、奥谷直也氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
12. 当社は、森下俊光氏及び小栗久典氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。両氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合は、上記補償契約を継続する予定であります。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
13. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各候補者が就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに三優監査法人を会計監査人として選任したいと存じます。

なお、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される独立性、専門性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年1月1日現在)

|     |                                                                                                            |      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 名 称 | 三優監査法人                                                                                                     |      |
| 事務所 | 主たる事務所 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル<br>その他の事務所 札幌事務所 名古屋事務所 大阪事務所 福岡事務所                                       |      |
| 沿 革 | 1986年10月 監査法人三優会計社として設立<br>1996年1月 BDO Binder BV (現BDO International Limited) と業務提携<br>1996年4月 三優監査法人に商号変更 |      |
| 概 要 | 関与会社                                                                                                       | 222社 |
|     | 構成人員                                                                                                       |      |
|     | パートナー                                                                                                      | 44名  |
|     | 公認会計士                                                                                                      | 154名 |
|     | その他専門職員                                                                                                    | 142名 |
|     | その他の事務職員                                                                                                   | 40名  |

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含むものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内（うち社外監査役分年額50,000千円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）とご承認いただいております。第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」を原案どおりご承認いただいた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額300,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）となります。

また、2020年4月28日開催の第10回定時株主総会において、大要、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額50,000千円以内とし、対象取締役が交付を受ける当社普通株式の総数を年間30,000株以内とする内容でご承認いただいております。この従来の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を廃止する一方、従来どおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名となり、そのうち対象者は3名（うち社外取締役1名）となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 取締役は、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）とご承認いただいております。本総会の決議事項第1号議案、第2号議案及び第5号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬額は、年額300,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）となります。

このたび、上記第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬枠及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の報酬枠とは別枠にて、取締役に対する報酬等として新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を付与することとし、本新株予約権に関する報酬等の額を、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。）として設定することにつきご承認をお願いするものです。

本新株予約権は、①当該取締役が、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する通常型、②当該取締役が、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から10日以内に限り行使可能となる退職時報酬型の2種類を予定しており、それぞれの具体的な内容は後記2及び3のとおりです。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は3名となり、そのうち対象者は3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

1. 取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を付与することを相当とする理由及び算定の基準

**【理由】**

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として当社取締役に付与することにより、当社取締役が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社の業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えており、当社取締役の意欲向上による当社の持続的な企業価値及び株式価格の向上を図ることを目的として、当社取締役を対象とする通常型及び退職時報酬型のストック・オプション制度を実施しようとするものです。

**【算定の基準】**

当社の取締役の報酬等として付与する本新株予約権の額は、本新株予約権の割当日において算定した本新株予約権1個当たりの公正価格に、当社の取締役に割り当てる本新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。本新株予約権1個当たりの公正価格とは、本新株予約権の割当日の株価及び本新株予約権の内容等、諸条件をもとに一般的に利用されている算定方法を用いて算定した公正な評価単価に基づくものとします。

2. 通常型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。ただし、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。なお、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法による募集株式の発行若しくは処分、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

1株につき金1円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

行使期間は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の3年後の応当日から発行日の40年後の応当日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、配偶者・子・一親等の直系尊属に限り、本新株予約権者が死亡退任又は死亡退職した日の翌日から3か月を経過する日まで、新株予約権は行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - b. 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合
  - c. 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
  - d. 当社、当社子会社又は当社関連会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- ④ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。

(7) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 新株予約権者が「(6) 新株予約権の行使の条件等」中に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 退職時報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。ただし、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。なお、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法による募集株式の発行若しくは処分、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の数は事業年度ごとに500個を上限とする

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

1株につき金1円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

行使期間は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、配偶者・子・一親等の直系尊属に限り、本新株予約権者が死亡退任した日の翌日から3か月を経過する日まで、新株予約権は行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - b. 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合
  - c. 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
  - d. 当社、当社子会社又は当社関連会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- ④ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。

(7) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 新株予約権者が「(6) 新株予約権の行使の条件等」中に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂一丁目12番32号  
アーク森ビル 32階 本社会議室  
電話：03-6427-2862



- 交通
- ・東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅 3番出口より徒歩約3分
  - ・東京メトロ銀座線「溜池山王」駅 13番出口より徒歩約5分
  - ・東京メトロ千代田線「赤坂」東京メトロ日比谷線「神谷町」東京メトロ丸ノ内線、千代田線「国会議事堂前」 各駅より徒歩約10分

※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。